

## 旧和歌山県議会議事堂使用について

### <基本事項>

- 土足厳禁
- 火気厳禁
- 飲食禁止
- 建物、備品を傷つけない

### 【注意事項】

#### 1. 土足禁止

- ・イベント等でやむをえず土足で使用する際は、養生シート等を利用者が敷き込み  
使用後は、利用者が片付ける
- ・養生シート等を床に敷く場合、粘着力の弱い養生テープを使用する。  
(セロテープ、ガムテープ等は使用不可)
- ・養生シートを敷く場合もシートの範囲外は全て土足禁止
- ・備え付けの靴箱に靴等が入らない場合、利用者が靴袋等を用意し対応する

#### 2. 床の保護

- ・搬入・搬出の際、建物を傷つける恐れのある場合は、事前に養生し保護する
- ・キャスター付台車等を使用し、段差や扉のレールを通過する場合、建物が損傷しないよ  
うキャスターを持ち上げる
- ・仮設ステージ運搬時、スロープ及び扉のレールに必ず傷が付くため、2名以上で運搬し、  
通過時は必ずキャスターを持ち上げること
- ・引きずる恐れのある物等を置く場合、建物を傷つけないよう緩衝材で保護  
(緩衝材は十分な厚さの布等を使用すること)  
(備付以外の机や椅子等を持ち込む場合、プラスチックの保護具等が付いたものを使用  
すること。金属・木部が露出したものは使用不可)

#### 3. 備品

- ・備品（机、椅子等）の出し入れは利用者がおこなう
- ・備品、機器類を使用する場合、必ず元の場所に片付ける
- ・備品、スリッパ、傘立等が不足する場合は、利用者が用意し対応する
- ・備品は事前の許可なしに使用できない

#### 4. 貼り紙

- ・ガラス面に貼り紙をする際は、使用后速やかにはがす（粘着を綺麗に除去する）  
（粘着力の弱い養生テープを使用する。セロテープ、ガムテープ等は使用不可）
- ・木部に貼り紙をする際は、ピンを使用する。（テープ不可）  
（使用後は必ず回収すること）
- ・漆喰壁には貼り紙をしない

#### 5. 床の間

- ・床の間は演壇、ステージとして使用しない  
（ステージが必要な場合、仮設ステージを使用すること）
- ・看板、旗、盆栽、花瓶等は、置いても良い
- ・看板等を吊る場合は、漆喰壁を傷つけないように養生すること

#### 6. 傍聴席

- ・2階傍聴席は、手摺が低く危険なため利用不可
- ・スタッフ等を配置し、十分な安全対策をとる場合、北側パイプ柵内のみ利用可

#### 7. その他

- ・館内及び敷地内の火気使用は禁止
- ・議場内は、基本飲食禁止  
（必要な場合は、事前に許可を受け管理者の指示に従うこと）
- ・建物の貸切ではないため、一般入館者の議場見学に配慮すること
- ・使用許可の時間内に準備、片付けを終える
- ・漆喰壁には物を立てかけない
- ・施設及び備品を汚破損させた場合、利用者の責任において修理をおこなう
- ・議場以外の場所を見学する場合、入館料を納付する  
（使用料に含まれるのは議場使用分のみ）
- ・駐車場は、一般の来館者の迷惑にならない様、利用者の責任で必要に応じ係員を配置する
- ・その他、施設管理者の指示に従う